四日市市における障害者任免状況の公表（令和８年１１月１日公表）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の規定に基づき、四日市市における令和８年６月１日現在の障害者任免状況について次のとおり公表します。

任免状況（令和８年６月１日現在）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（①）	障害者の数（②）	実雇用率（②／①）	不足人数	（参考）法定雇用率
２８２４．０人	８０．５人	２．８５％	０人	２．８％

※表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数としています。

※表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、１人を０．５人に相当するものとして０．５カウントとしています。

※障害の種類別人数については、種類・程度の区分によっては、他の情報や各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

※表の対象となる職員は四日市市長、四日市市教育委員会、四日市市議会議長、四日市市代表監査委員及び四日市市農業委員会が任命権者である職員になります。